監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表します。

令和5年10月27日

御所市監査委員 和田 正吾 御所市監査委員 生川 真也

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 略

氏名 A

上記代理人

住所 略

氏名 弁護士 B

住所 略

氏名 弁護士 C

住所 略

氏名 弁護士 D

住所 略

氏名 弁護士 E

住所 略

氏名 弁護士 F

住所 略

氏名 弁護士 G

2 請求書の提出

令和5年8月30日

第2 請求の内容

1 請求の要旨(原文のまま)

第1 監査請求の趣旨

御所市長その他の執行機関又は職員に対し、下記勧告を行うよう求める。

記

株式会社H、株式会社I、株式会社J及びその他の関係者に対し、連帯して、御所市新火葬場整備事業建設工事の受注不正によって御所市が被った損害額(594,195,000円を下回らない。)及びこれに対する令和5年6月27日から支払済みまで年2.5%の割合による遅延利息を御所市に支払うよう請求する等必要な措置をとること

以上

第2 監査請求の理由

- 1 当事者
 - (1) 監査請求人ら

監査請求人らは、いずれも、御所市の住民である。

(2) 御所市長

普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の有する債権を管理して おり、その債権について、政令の定めるところにより、債権の保全及び 取立てに関し必要な措置をとらなければならない(地方自治法第148条、第149条、第240条第2項)。

本件で問題となる債権につき、御所市において、御所市長の管理権限がその他の執行機関又は職員に委任されている場合は別として、当該債権の管理者は、御所市長となる。

なお、債権管理権限の委任に関する規定は見当たらないが、監査請求 人らによる制度の精査には限界があるので、本件監査請求における監査 委員の勧告の名宛人は、御所市長その他の執行機関又は職員(以下「御 所市長等」という。)とする。

(3) 株式会社H

株式会社Hは、土木・建築工事の請負並びに企画、設計、管理及びコンサルティング業務等を目的とする株式会社である(事実証明書1)。

(4) 株式会社 I

株式会社 I は、建築、土木に関する企画、設計、監理及び関連するコンサルタント業等を目的とする株式会社である(事実証明書2)。

(5) 株式会社 I

株式会社 J は、斎場施設の設計、施工及び維持管理に必要な業務等を 目的とする株式会社である(事実証明書3)。

(6) Kグループ

Kグループは、後述する本件請負契約の受注のために結成した共同企業体である。Kグループの代表者は株式会社Hであった。

(7) その他関係者

L、M及び後記3記載の市議会議員を含む関係者であって、後記4 (1)の損害の発生に関与し御所市に対し損害賠償義務を負担する者である。

- 2 監査請求にかかる工事請負契約
 - (1) 本件請負契約

ア 契約の締結

御所市長は、Kグループとの間で、令和2年7月9日、下記の請負契約(以下「本件請負契約」という。)を締結した(事実証明書4及び5)。

記

事業名 御所市新火葬場整備事業

契約期間 令和2年7月10日から令和5年2月28日まで 請負代金額 2,466,000,00円(消費税込み)

イ 請負代金の増額

上記の請負代金2,466,000,000円は、2,595,975,000円(消費税込み)に増額された。

(2) 違約金等に関する特約

ア 特約規定

本件請負契約には、下記の特約規定がある(事実証明書6。なお、 監査請求人らが入手できたのは「仮契約書(案)」のみであったため これを添付するが、実際の契約書も同様の条項があったと考えられ る。)。

記

(談合等による解除)

- 第62条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するとき は、この契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1 項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
 - 2 前条の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(第62条第1項各号に該当する場合の違約金)

- 第66条 受注者は、第62条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告知第15号)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
 - 2 前項の規定による違約金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して違約金を受注者に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定による違約金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が違約金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

以上

イ 特約の整理

以上の特約により、受注者の役員又は使用人が刑法第198条の贈

賄の罪を犯し、刑に処せられたときは、契約書第62条第1項第4号に該当することとなる。本件請負契約では受注者であるKグループは共同企業体であるから、共同企業体の構成員である株式会社H、株式会社I又は株式会社Jの役員又は使用人が贈賄の罪を犯して刑に処せられたときに、契約書第62条第1項第4号に該当することとなる。

契約書第62条第1項第4号に該当する場合、契約書第66条第1項により、受注者は、発注者である御所市に対し、工事の完了の前後を問わず、また発注者である御所市が契約を解除するか否かと問わず、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。本件請負契約では受注者は共同企業体であり、工事は終了していて共同企業体は解散していると考えられるから、契約書第66条第2項により、発注者である御所市は、受注者の代表者であった株式会社H又は構成員であった株式会社I若しくは株式会社Jに対し、連帯して、請負代金額25億9597万5000円の10分の2にあたる5億1919万5000円を請求することができる。

また、実際の損害額が5億1919万5000円を超える場合に は、契約書第66条第3項により、超える額につき請求することを妨 げられない。

3 贈賄の罪による有罪判決

本件請負契約締結当時株式会社Hの代表取締役であったL及びMは、本件請負契約に関して、市議会議員(以下「本件議員」という。)に計7500万円の賄賂を渡したことにより、令和5年6月12日、大阪地方裁判所において、贈賄罪を犯したとしてそれぞれ有罪判決を受けた(事実証明書5)。監査請求人らが大阪地方裁判所に確認したところ、同判決について控訴はされておらず、有罪判決が確定したとのことである。

したがって、本件請負契約の受注者の構成員である株式会社Hの役員が、 贈賄の罪を犯して刑に処せられたこととなる。

4 御所市の有する債権

(1) 損害賠償金債権

ア 本件請負契約上の損害賠償請求権

(ア) 契約書第66条第1項に基づく損害賠償(違約金)請求権 契約書第66条第1項所定の違約金は、損害賠償額の予定と解されるところ、契約書第66条に基づき、受注者は、第62条第1項 各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又 は発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代 金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

本件請負代金の総額は、2,595,975,000円であるので、契約書第66条に基づく損害賠償(違約金)請求権の金額は、519,195,000円である。

(イ) その余の損害

契約書第66条第1項所定の違約金は、損害賠償額の予定と解されるところ、契約書第66条第3項は、「第1項の規定による違約金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げるものではない。」と規定している通り、契約書は、贈賄(犯罪行為)を含む不正な受注行為によって本件請負契約が締結されたことに基づいて御所市に生じた損害(以下「本件損害」という。)が契約書第66条第1項所定の違約金を超える場合の御所市の受注者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

そして、本件損害は、請負代金額の10分の2にあたる519, 195,000円を超えており、594,195,000円を下回 らない。

すなわち、L及びMは、贈賄によって市議会議員を通じて市に不正な働きかけを行うことを含む受注不正を行い、公募型プロポーザル方式によってJVが御所市新火葬場整備事業建設工事を受注する際に、JV代表は地元建設業者でなければならないとする条件を設けさせる等株式会社Hが当該工事を受注し、かつ、競争性を排して契約金額を釣り上げるのに非常に有利な状況を作った結果、株式会社Hを代表とするKグループが上記事業を受注し、本件請負代金は、他の地方公共団体における火葬場建設工事費よりも遥かに高額となった(事実証明書9)。L及びMがかかる受注不正を行わずに、正常の競争入札等が行われた場合の請負代金と本件請負代金との差額は、594、195、000円を下回らない。

イ 本件請負契約以外の原因による損害賠償請求権

上記の損害は、L、M及び本件議員を含む関係者による共同不行為により発生した損害であり、うち御所市職員については御所市との間の委任又は労働契約違反による債務不履行によって発生した損害である。

(2) 遅延利息債権

ア 本件請負契約においては、受注者の責めに帰すべき事由により工期内 に工事を完成することができない場合、発注者である御所市は、損害金 に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した遅延利息を付し て請求することができることとなっている(契約書第56条第1項、第 2項)。

これと同様に、契約書第66条に基づく損害賠償(違約金)請求権及びその余の損害賠償請求権についても、遅延利息を請求できると考えるべきである。

イ 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、年2.5%である(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項、政府契約の支払遅

延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991 号))。

ウ 契約書第66条に基づく損害賠償請求権は、役員又は使用人が贈賄等 の罪を犯した刑に処せられたとき、すなわち有罪判決が確定したときに 発生する。

有罪判決に対する控訴期間は14日あるから(刑事訴訟法第373条)、本件において、L及びMに対する有罪判決は、令和5年6月26日の満了をもって確定した。

したがって、契約書第66条に基づく損害賠償(違約金)請求権についての遅延利息は、有罪判決確定の翌日である令和5年6月27日から発生し、その余の損害賠償請求権及び本件請負契約以外の原因による損害賠償請求権についても遅くとも令和5年6月27日から発生する。

(3) 市の有する債権

以上のとおりであって、御所市は、株式会社H、株式会社I、株式会社J及びその他の関係者に対し、連帯して、5億9419万5000円の損害賠償金債権及びこれに対する令和5年6月27日から支払済みまで年2.5%の割合による遅延利息債権を有している。

5 財産の管理を怠る事実

御所市長等は、政令の定めるところにより、債権の保全及び取立てに関し 必要な措置をとらなければならない。

しかしながら、監査請求人らの知り得る限り、上記の損害賠償金債権及び 遅延利息債権が行使された事実はなく、御所市長等においてこれらの債権に ついて財産の管理を怠る事実があると考えられる。

6 結語

以上のとおりであって、御所市は、株式会社H、株式会社I、株式会社J その他の関係者に対し、連帯して、5億9419万5000円を下回らない 損害賠償金債権及びこれに対する令和5年6月27日から支払済みまで年 2.5%の割合による遅延利息債権を有しているにもかかわらず、当該債権 につき御所市長等は何ら必要な措置をとっておらず、財産の管理を怠る事実 がある。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求する。

以上

2 事実証明書

添付書類(事実証明書)(略)

- 履歷事項全部証明書(株式会社H)
- 2 履歷事項全部証明書(株式会社 I)
- 3 履歷事項全部証明書(株式会社 J)
- 4 新火葬場整備事業の建設工事請負契約の締結について(御所市ウェブサイト)
- 5 新聞記事(朝日新聞デジタル、令和5年6月12日配信)

- 6 御所市新火葬場整備事業建設工事請負仮契約書(案)
- 7 工事(事業)部分払(年度精算)請求書(令和3年3月30日)
- 8 前払請求書(令和4年12月9日)
- 9 新聞記事(産経ニュース、令和5年1月19日配信)

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を具備するものと認め、令和5年 8月31日に受理した。

第4 監査の対象事項

請求の要旨から御所市長(以下「市長」という。)及び御所市産業建設部事業推進 課等職員(以下「市職員」という。)が御所市(以下「市」という。)の債権として管 理を怠っているか、又、市長及び市職員の財産管理が違法又は不当な怠る事実に該当 するかを監査の対象事項とした。

第5 監査の執行

1 監査の期間

令和5年8月31日から同年10月20日まで

2 監査の対象部署

産業建設部事業推進課、企画政策部管財課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

令和5年9月21日に請求人に地方自治法第242条第7項の規定による証拠の 提出及び陳述の機会を与え、陳述を聴取した。請求人は陳述の中で、請求の要旨に ついての説明を行い、市職員の関与があると主張する根拠として「市側から情報が 漏洩(ろうえい)したとみられる」との記述がある「新聞記事(産経ニュース)」 と株式会社Hが受注した10工事の「公表入札録」を提出した。

4 関係人陳述及び証拠の提出

市長は、令和5年10月3日に弁明書及びこれに添付し証拠として御所市新火葬場整備事業建設工事請負仮契約書(令和2年6月24日)抜粋、御所市新火葬場整備事業募集要項(令和2年1月31日)を提出した。また、令和5年10年10日に産業建設部長、同部事業推進課の課長、事業推進係長から陳述を聴取した。

- (1) 弁明の要旨(原文のまま)
 - 第1. 弁明の趣旨

監査請求の棄却を求める。

- 第2. 請求事実の認否
 - 1. 当事者
 - (1)~(7)はいずれも争わない。
 - 2. 監査請求にかかる工事請負契約
 - (1)本件請負契約

認める。

- (2)違約金等に関する特約 争わない。
- 3. 贈賄の罪による有罪判決認める。
- 4. 御所市の有する債権
 - (1)損害賠償金債権

契約条項適用に基づく違約金額が5億1919万5000円であることは認める。

その余の金額である7500万円については否認。新火葬場整備事業建設工事の受注不正については、不明であるため、現時点では債権が存在するとはいえない。

(2)遅延利息債権

否認。後述のとおり、違約金相当額を預かり保管し、市の請負代金債務 と相殺したため、遅延利息は発生しないものと考える。

(3)市の有する債権

否認。既述の理由による。

5. 財産の管理を怠る事実

否認。後述の通りであるから、市長が財産の管理を怠る事実はない。

- 結語 争う。
- 第3. 弁明の理由及び市長の主張
 - 1. 御所市新火葬場整備事業建設工事に関しては、契約条項に違約金債権に関する規定がある。当該規定の適用により、監査請求人らが求める措置は既に行っている。
 - 2. すなわち、受注者であるKグループ特定建設工事共同企業体の構成員である株式会社Hの代表者等は、贈賄の被疑事実により逮捕勾留起訴された(大阪地方裁判所令和4年(○)第○号贈賄事件)。その第1回公判期日(令和5年1月19日)において、同人らは、起訴事実を争わない旨を述べ、有罪を認めた。このことと契約条項に基づき、市はKグループに対し、請負代金の10分の2に相当する5億1919万5000円の違約金債権を取得した。

市は、令和5年5月15日付で請負工事代金残金(竣工払)9億540 0万1400円の支払義務があったところ、同債務と上記違約金債権とを 相殺し、差額の4億3480万6400円のみをKグループが指定する口 座へ振込送金により支払い、違約金相当額5億1919万5千円は歳計外 現金として入金した(預かり金とした。)。

なお、上記公判は、株式会社Hの代表者の贈賄事件であり、御所市新火葬場整備事業における受注不正についてのものではないので、詳細は不明である。

3. 上記贈賄事件において、令和5年6月12日、有罪判決が宣告され、令

和5年6月27日、同判決は確定した。よって、市は、預り金としていた 5億1919万5千円を令和5年7月7日付で一般会計歳入として入金した。

4. 監査請求人らは、違約金とは別に7500万円を請求する措置をとるべきと主張するところ、契約条項第66条第3項では、「・・・違約金を超える額について請求することを妨げるものではない。」となっているものの、現時点で市に違約金を超える損害は見当たらない。

また、監査請求人らは、住民監査請求書(職員措置請求書)の9ページ20行目で「… J V 代表は地元建設業者ではなければならないとする条件を設けさせる等株式会社Hが当該工事を受注し、かつ、競争性を排して契約金を・・・」などと、市が市内業者だけを対象に募集したかのように主張する。

しかし、新火葬場整備事業の募集要項の「3.3.2建設業務にあたる者」の③に記載があるように、市内業者又は市外業者(『奈良県内に本店を有する者で、奈良県の格付「建築一式」が「A」のものであり、経営規模等評価結果通知書「建築一式」における総合評定値(P)が1000点以上の者』)を募集の対象としている。よって、この点についての誤解を前提とする監査請求人らの主張は失当である。

5. 関係法令

御所市新火葬場整備事業建設工事請負仮契約書(令和2年6月4日契約、同年7月9日議会可決)第62条(談合等による解除)第1項第4号及び第66条(第62条第1項各号に該当する場合の違約金)第1項に該当する。(別添あり)(略)

(2) 陳述の要旨

ア 弁明書のとおりで、補足する内容はない。

- イ 当事者については争わないとあるが、「(7) その他関係者」には事実が明ら かでない者は含まないので、前者の2人になる。
- ウ その余の金額である 7 5 0 0 万円は市の債権ではない。また、債権であった としても 1 0 分の 2 の違約金に含まれるものと考える。
- エ 市からの情報漏洩があったという事実は一切ない。よって、市職員には損害 賠償責任を負うべき者はいない。
- オ 工事代金の残金9億5400万1400円を支払うに当たり、契約条項にある請負金額の10分の2、5億1919万5000円の違約金の発生が見込まれたため、違約金相当額を預り金とすることをKグループ代表者の株式会社Hと話をし、最終的に「市にお任せする」との同意を得て、令和5年5月15日に市の預り金とした。
- カ 火葬場整備工事において入札のあり方が不正な結果、受注金額が高いという 事実はない。
- キ 火葬場整備工事は、火葬場整備と園地整備を合わせているので、その分で受 注金額が高額になっているようにみえるが、火葬場整備単体でみれば他市、他

府県と比べて工事代金が高いとは思わない。

5 現地調査

本件請求にある贈賄事件について裁判で明らかになった事実を確認するため、令和5年10月25日に大阪地方検察庁で判決文の閲覧を行った。

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

- 2 理由
- (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

 $1\sim5$ 略

6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

 $7 \sim 9$ 略

(債権)

- 第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公 共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 4 略

イ 民法

(賠償額の予定)

- 第420条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することが できる。
- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は次のとおりである。

- ア 請求人からの請求書にある内容において次の事実を確認した。
 - ・御所市新火葬場整備事業(以下「火葬場整備事業」という。)の工事請負代金の総額は25億9597万5000円に相違はなかった。
 - ・違約金の特約規定にある「仮契約書(案)」の第62条及び第66条の抜粋を本契約書に照らして確認したところ相違はなかった。ただし、請求書に記載された第66条第2項「…連帯して違約金を受注者に支払わなければならない。」の

「受注者」は「発注者」の誤りであったので、「発注者」に読み替えた。

- ・契約書第66条に基づく違約金は、請負代金額25億9597万5000円 の10分の2にあたる5億1919万5000円に相違はなかった。
- ・政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、年2.5%に相違はなかった。
- ・贈賄罪にあたる賄賂の額は7500万円に相違はなかった。
- ・請求書では、贈賄罪の確定日が令和5年6月26日、遅延利息の発生日が令和5年6月27日とあるが、市に違約金の債権が発生するのは、贈賄罪の有罪判決の確定日、つまり判決のあった令和5年6月12日の翌日から控訴の提起期間14日を経過した日である令和5年6月27日であり、遅延利息の発生日は、その翌日の令和5年6月28日である。
- イ 市からの弁明書にある内容において次の事実を確認した。
 - ・弁明の理由及び市長の主張の2.に「…第1回公判期日(令和5年1月19日)において…有罪を認めた。このことと契約条項に基づき、市は…違約金債権を取得した。」、「市は、令和5年5月15日付で請負工事代金残金(竣工払)…同債務と上記違約金債権とを相殺し…」とあるが、火葬場整備事業の建設工事請負契約に基づき市に違約金5億1919万5000円の債権が発生したのは令和5年6月27日である。
 - ・弁明の理由及び市長の主張の4. に記載のある火葬場整備事業の募集要項の「3.3.2建設業務にあたる者」の③について、次のとおり確認した。
 - (1) 代表企業の(1者)の参加要件
 - ③ 『市内業者で、奈良県の格付「建築一式」が「A」の者』、『準市内業者で、経営規模等評価結果通知書「建築一式」における総合評定値(P)(※)が1,000点以上の者』、又は『奈良県内に本店を有する者で、奈良県の格付「建築一式」が「A」の者であり、経営規模等評価結果通知書「建築一式」における総合評定値(P)が1,000点以上の者』であること。
 - ※ 経営規模等評価結果通知書の総合評定値(P)については、募集 要項等の公表日時点に法定有効期間内(基準日から1年7ヶ月) であることとする。
 - (2) 代表企業以外の構成員(2者以内とする。)の参加要件
 - ③ 『市内業者で、奈良県の格付(「建築一式」又は「土木一式」)が「A」の者』、『準市内業者で、経営規模等評価結果通知書「建築一式」における総合評定値(P)(※)が1,000点以上の者』、又は『奈良県内に本店を有する者で、奈良県の格付「建築一式」が「A」の者であり、経営規模等評価結果通知書「建築一式」における総合評定値(P)が1,000点以上の者』、若しくは、奈良県内に本店を有する者で、奈良県の格付「土木一式」が「A1」の者』であること。
 - ・市は違約金5億1919万5000円を令和5年7月7日に収入している。
 - ・市は違約金の遅延利息を請求していない。
 - ・市は火葬場整備事業に関して損害賠償金を請求していない。

ウ 火葬場整備事業の竣工による請負工事代金残額の支出から違約金の収入まで の経過について、次のとおり確認した。

 工事完成届
 届出日
 令和5年2月20日

 竣工検査書
 検査日
 令和5年2月20日

 工事引渡書
 届出日
 令和5年2月28日

 工事請負代金請求書
 請求日
 令和5年4月14日

請求金額 954,001,400円

支出 支出日 令和5年5月15日

支出金額 954,001,400円 預り金額 519,195,000円 振込金額 434,806,400円

領収(預り金) 領収日 令和5年5月15日

領収金額 519, 195, 000円

納入者 略

Kグループ特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社H

違約金債権の確定確定日令和5年6月27日歳入歳出外現金支出起票日令和5年6月29日支出(預り金)支出日令和5年7月7日調定伝票起票日令和5年6月29日収入(違約金)収入日令和5年7月7日

- エ 市は火葬場整備事業の計画準備、事業実施手法の検討、公募条件の整理、入札 説明書等の作成、事業者選定支援等について、令和元年7月23日から令和2年 7月31日までN株式会社に火葬場整備事業に係る発注者支援業務を委託して いる。
- オ 市は火葬場整備事業をDB方式(設計、施工一括発注方式)で、事業者の募集、 選定を公募型プロポーザル方式により実施している。また、令和2年1月31日 に公表された「募集要項」の別添資料2「事業者選定基準」に記載された価格に 関する内容は次のとおりである。
 - 2.3.1. 提案価格の確認

市は、応募者の提案価格が市の支払総額の上限価格の範囲内であることを確認し、上限価格を超える場合は失格とする。

市の支払価格総額の上限価格

内訳 施設整備費 2,466,829,000 円

- ※ 消費税及び地方消費税含む。
- 2.3.4. 審査項目及び配点

審査における配点は、以下のとおりとする。評価項目の詳細は、4.審査項目及び配点のとおりとする。

表2 審査項目と配点

審查項目		配点
技術提案審查		140 点
	実施計画に関する事項	20 点
	施設計画に関する事項	35 点
	造成・園地計画に関する事項	35 点
	火葬炉設備計画に関する事項	40 点
	工事に関する事項	10 点
提案価格審査		60 点
総合評価		200 点

2.3.5. 提案価格審査

技術提案審査の終了後、提案価格を以下の方法により得点化する。 □算定式

応募者の中で、最も低い提案価格を提示した応募者の提案に対して、価格点の満点が付与される。他の応募者の得点については、最も低い提案価格との比率により算定する。なお、得点は小数点以下三位を四捨五入した値とする。

- カ 本件請求にある事件についての新聞報道等を受けて、市は談合情報対応マニュアルに則り、火葬場整備事業に当初応募した2グループ、5事業者(1者重複)から事情聴取による調査を行ったが、談合の事実は認められなかった。その後、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、公正取引委員会に通知を行っている。
- キ 請求人から提出された新聞記事にあった情報漏洩については、市の調査から 委託業者の社員であったことが判明しており、市職員が情報漏洩に関与した事 実はなかった。
- ク 請求人陳述の際に追加資料として提出された令和2年4月22日から令和4年8月24日に入札執行した株式会社Hが落札した公表開札録の10工事について、建設工事等に係る競争入札等参加業者選定審査関係書類、工事契約関係書類を監査したところ、市の業者選定、契約事務は適正に行われていた。なお、10工事全てが郵便による条件付き一般競争入札(事後審査型)で、うち6工事は対象事業者が6者(市内2者、市外4者)、4工事は対象事業者が9者(市内2者、市外7者)であった。
- ケ 市の歳入となった違約金の5億1919万5000円については、令和5年 御所市議会9月定例会において議第37号「令和5年度御所市一般会計補正予算(第4号)について」のうち、御所市新火葬場整備事業建設工事請負契約書第66条第1項に定める違約金519,195千円及び市債管理基金繰入金12,269千円を財源とした市債の任意の繰り上げ償還を実施する繰上償還金(任意分)の事業費531,464千円として令和5年9月4日に上程、同年9月8日に可決されており、今年度の歳出で執行される見込みである。

- コ 現地調査により確認した内容は次のとおりである。
 - ・賄賂の総額は7500万円であった。
 - ・贈賄による受注調整の結果、市がより質の高い提案をする業者に工事を受注させる機会が失われているという内容があった。
 - ・賄賂のための裏金作りについての具体的な内容はなかった

(3) 監査委員の判断

本件請求は、財産管理を怠る事実に関する住民監査請求であり、市の財産管理 行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となるものである。

請求人は、火葬場整備事業に関係して起こった贈賄事件によって市が債権を有したにもかかわらず何ら必要な措置をとっておらず、財産管理行為を違法・不当に怠っているとの主張である。

そこで、地方自治法第240条にある、「債権」とは金銭の給付を目的とする 普通地方公共団体の権利をいい、普通地方公共団体の長はその保全及び取立てに 関し必要な措置をとらなければならないという規定に基づき、本件請求にある

「4 御所市の有する債権」から「契約書第66条第1項に基づく損害賠償(違約金)請求権」、「その余の損害」、「本件請負契約以外の原因による損害賠償請求権」について、市が債権を有しているか、市が債務者に措置を講じているかの観点から判断を行ったので、その理由を述べる。

「契約書第66条第1項に基づく損害賠償請求権」について。

まず、市は令和2年7月9日に請負代金額を24億6600万円とする御所市新火葬場整備事業建設工事請負契約書(以下、「請負契約」という。)を代表者は株式会社H、構成員は株式会社I、株式会社JとするKグループ特定建設工事共同企業体(以下「Kグループ」という。)と締結、令和4年6月17日に請負代金額1億2997万5000円を増額する変更契約を締結し、最終の請負代金額は25億9597万5000円となっている。建設工事は令和2年7月10日に着工、令和5年2月20日に竣工、検査を経て、令和5年2月28日に引渡しが行われている。

その間、火葬場整備事業を巡る贈収賄事件が発覚し、令和4年10月11日に 請負契約の受注者であるKグループ代表者の株式会社Hの代表者2名と市議会議 員がそれぞれ起訴され、先に裁判が行われた元代表者2名が贈賄の罪で有罪判決 を受け、令和5年6月27日に刑が確定した。

そのため、請負契約第62条第1項第4号「受注者…が、刑法第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。」の該当となり、同第66条第1項「受注者は、第62条第1項各号のいずれかに該当するときは、…違約金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。…」の規定により、市は令和5年6月27日に請負代金25億9597万5000円の10分の2にあたる5億1919万5000円の債権を有することとなった。違約金に必須となる契約の違約金条項に基づいた、民法第420条第3項に規定される賠償額の予定であることから、当該違約金5億1919万5000円の債権が市に発生したのは明らかである。

次に、この債権に対する市の措置については、市は火葬場整備事業の完工による請負代金の残金9億5400万1400円を受注者に支払うにあたり、受注者の株式会社Hの元代表者等が既に令和5年1月19日の第1回公判において起訴事実を争わない旨を述べ有罪を認めたことと請負契約第66条の条項から違約金の発生が見込まれたため、違約金相当分の5億1919万5000円を預り金とすることをKグループ代表者の株式会社Hと話をし、最終的に「市にお任せする」との同意を得て、令和5年5月15日に残金分を支出し、預り金を差引いた4億3480万6400円を振り込み、違約金相当額の預り金を市の歳入歳出外現金に入れている。その後、令和5年6月12日に有罪判決が出て、同年6月27日に刑が確定し、違約金が市の債権となったことを受け、同年6月29日に預り金を引き出す歳入歳出外現金支出命令書、市の歳入とする調定伝票が起票され、令和5年7月7日に預り金が歳入歳出外現金から出され、市の債権である違約金として一般会計の歳入に収入されている。

よって、本件請求にある契約書第66条に基づく損害賠償(違約金)請求権の 5億1919万5000円については、市が令和5年6月27日に債権を有し、 令和5年7月7日に収入していることから、既に必要な措置は講じられており、 市がKグループに請求すべき債権はない。

「その余の損害」について。

本件請求には先の違約金に7500万円を加えた「5億9419万5000円を下回らない」を損害賠償金債権とする記載が多々見受けられ、7500万円の根拠が明確に示されていないが、贈賄事件による賄賂の総額が7500万円であったので、受注者がその賄賂相当分以上に受注不正を行い、市の請負金額を吊り上げた損害金があるとの主張として、請負契約に不正な契約金額があるかについて確認を行った。

まず、火葬場整備事業は、企画提案型の随意契約となる公募型プロポーザル方式で実施されている。この方式は先に事業に係る上限金額を提示して、応募業者によるプレゼンテーションによって企画、内容の審査に重きを置いた業者選定方法である。また、見積金額に対する評価の有無は事業ごとに異なるが、火葬場整備事業では評価点200点中60点が金額評価となっている。募集要項にある価格に関する内容については、「(2)認定事実オ」にあるとおりであるが、金額面での差は出にくく、高額が問題となるような受注不正が起こりにくい選定方法になっている。また、公募型プロポーザル方式による選考や業者選定等の過程においては、「(2)認定事実工」にあるとおり市はN株式会社に火葬場整備事業に係る発注者支援業務を委託して、事前に様々な検討を行っている。確認の結果、公募型プロポーザル方式の選定により不正な契約金額があるという事実は認められなかった。

次に、市の弁明書「第3.弁明の理由及び市長の主張4」において、請求人のいう受注不正に対し、市が市内業者だけを対象に募集したかのような主張であるが、火葬場整備事業の募集要項で市内業者又は市外業者を募集の対象としているとの記載があったので、確認を行ったところ「(2)認定事実イ」のとおりで相違

はなかった。また、請求人から追加提出のあった公表開札録については、請求人陳述で市の入札事務に疑問を呈し本件請求の不正な受注行為につながるとの主張から監査を行ったが、「(2)認定事実ク」のとおり複数の市内業者、市外業者を対象業者とする業者選定がなされており、市の入札事務に問題はなかった。確認の結果、市の契約事務に起因して不正な契約金額があるという事実は認められなかった。

受注不正については、「(2) 認定事実力」にあるとおり市は贈賄事件後に談合調査を行ったが、談合があったとする事実は認められなかった。また、現地調査において贈賄事件の判決文を閲覧したが、賄賂となった7500万円を含め、受注不正により市に損害金が生じている事実は認められなかった。確認の結果、受注不正により請負契約に不正な契約金額があるという事実は認められなかった。

以上のとおり確認した結果、請求人の主張は、受注不正が行われ請負契約に5億9419万5000円を下回らない不正な契約金額を生じており、市に損害が発生しているので、その金額から違約金分の5億1919万5000円を差し引いた、7500万円を下回らない金額について、その余の損害として、市はKグループに対し損害賠償請求権を有しているということと思料するが、全く根拠がないものと判断する。

よって、その余の損害については、市に損害がある事実はなく、損害賠償請求権もないことから、市の債権ではない。

「本件請負契約以外の原因による損害賠償請求権」について。

本件請求でいう損害は「L、M及び本件議員を含む関係者による共同不法行為により発生した損害」、「うち御所市職員については御所市との間の委任又は労働契約違反による債務不履行によって発生した損害」との主張であるが、請負契約以外を原因とする損害については、現在のところL、Mが請負契約の受注者である株式会社H代表者の法人としてではなく、個人として市に損害を与えた事実はなく、また市議会議員が市に損害を与えた事実、市職員が市に損害を与えた事実も認められない。請求人が主張する請負契約以外の損害賠償とは、民法第709条に基づくもので、市が不法行為による損害を被った場合に損害賠償請求権を有し、その行為者に損害賠償の請求を行うことになるが、前述のとおり市に損害の事実がないので、当然ながら市に損害賠償請求権もない。

よって、請求人の主張には根拠がなく、本件請負契約以外の原因による損害賠償請求権については市に損害賠償金は発生しておらず、市の債権ではない。

次に、「4 御所市の有する債権」の「遅延利息債権」について、市が債権を 有しているか、市が債務者に措置を講じているかの判断、理由を述べる。

まず、前述の通り市に債権があった「契約書第66条第1項に基づく損害賠償 (違約金)請求権」について遅延利息債権の検討を行った。「契約書第66条第 1項に基づく損害賠償(違約金)請求権」の違約金5億1919万5000円に ついては、令和5年6月27日に市の債権となっており、その翌日から遅延利息 が発生するとすれば市は同年6月28日から遅延利息債権を有することになる。

しかしながら、市が違約金を収入した令和5年7月7日において、市は令和5

年5月15日に違約金相当の5億1919万5000円をKグループからの預り金として、市の歳入歳出外現金で預かっており、同年7月7日に違約金相当の預り金を市の違約金として収入している。

よって、違約金5億1919万5000円については、市の債権として遅延利息が発生する令和5年6月28日以前の同年5月15日から預り金として市の歳入歳出外現金に預かっていたので遅延利息は発生しないものと判断する。

したがって、本件請求にある市の債権のうち、「契約書第66条第1項に基づく 損害賠償請求権」については市が有する債権であったが既に収入が行われている こと、「その余の損害」、「本件請負契約以外の原因による損害賠償請求権」につい ては市の債権ではないこと、また「遅延利息債権」についても市の債権はないこと から、市長及び市職員が市の財産の管理を違法又は不当に怠る事実はなかった。

よって、本件請求には、理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和5年10月27日

御所市監査委員 和田 正吾 御所市監査委員 生川 真也